

「地方への力強い人の流れを作り出す」ための主な取組 地方創生テレワークの推進

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、地方で暮らしてもテレワークで都会と同じ仕事ができるとの認識が拡大。
- 地方におけるサテライトオフィスでの勤務など地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）を推進することで、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図る。
- 各種支援策を講じるとともに、産業界や自治体等の関係者を巻き込むための取組や、企業のICT環境、労務面などの環境整備を進める。

空き家等をサテライトオフィスに改修、
企業に貸し出し（福島県 会津若松市）



民間所有の施設を共用サテライトオフィスに整備
企業や個人等が利用（北海道 北見市）



【地方創生テレワークの推進に向けた主要な支援策】

○地方創生テレワーク交付金の創設

新たに交付金を創設し、地方創生テレワークを推進する地方公共団体の取組（サテライトオフィスの整備等）を支援

○地方創生テレワーク推進事業

地方への新しいひとの流れの創出に向け、情報提供体制の強化、企業による取組の見える化等に向けた調査・広報等による環境整備を実施

○地方創生移住支援事業の対象拡充

東京での仕事をテレワークにより続けながら移住する場合も支援

「地方への力強い人の流れを作り出す」ための主な取組

地方創生移住支援事業の要件拡充概要

- 地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金（地方創生移住支援事業）により支援しており、現在、42道府県、1,217市町村で実施。
- 今般の新型コロナウイルス禍により移住機運の高まりがあることなどを踏まえ、若手人材や、専門人材、テレワーカー等が本事業を活用できるよう制度を拡充。

移住元の主な要件

移住先の主な要件(以下のいずれか)

令和2年度当初要件

1. 東京23区に在住又は通勤の者

- 以下の期間東京23区に在住又は通勤の者が対象
- 直近10年間で通算5年以上、東京23区に在住または通勤していること
- ただし、直近1年以上は、東京23区に在住または通勤していることが必要

1. 都道府県のマッチングサイト掲載企業への就業

- 本事業の対象となる以下の主な企業要件を満たし、都道府県のマッチングサイトへ掲載された求人へ就業した場合
- 官公庁等でないこと
 - 資本金10億円以上の営利法人でないこと
(概ね50億円までの法人で市町村長の推薦で知事の認める場合には対象)
 - 雇用保険の適用事業主であること など

2. 地方創生起業支援事業の対象

都道府県の募集する地方創生起業支援事業に採択された場合

<通学期間の対象化>

東京23区内の大学等へ通学し、23区内の企業へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間に加算可能に

3. テレワークによる業務継続

東京圏在住の会社員が本人の意思により地方へ移住し、引き続き業務をテレワークで実施する場合について対象化

4. 専門人材マッチング事業の活用

プロフェッショナル人材事業等を活用し、地域企業へ就業する場合について対象化

5. 関係人口の市町村特認

移住希望者が、事前に移住希望先の地域や地域の人々と関わりを有し（関係人口）、移住先の市町村が個別に強いつながりがあると認める場合には、マッチングサイト掲載求人への就業に限らず対象化

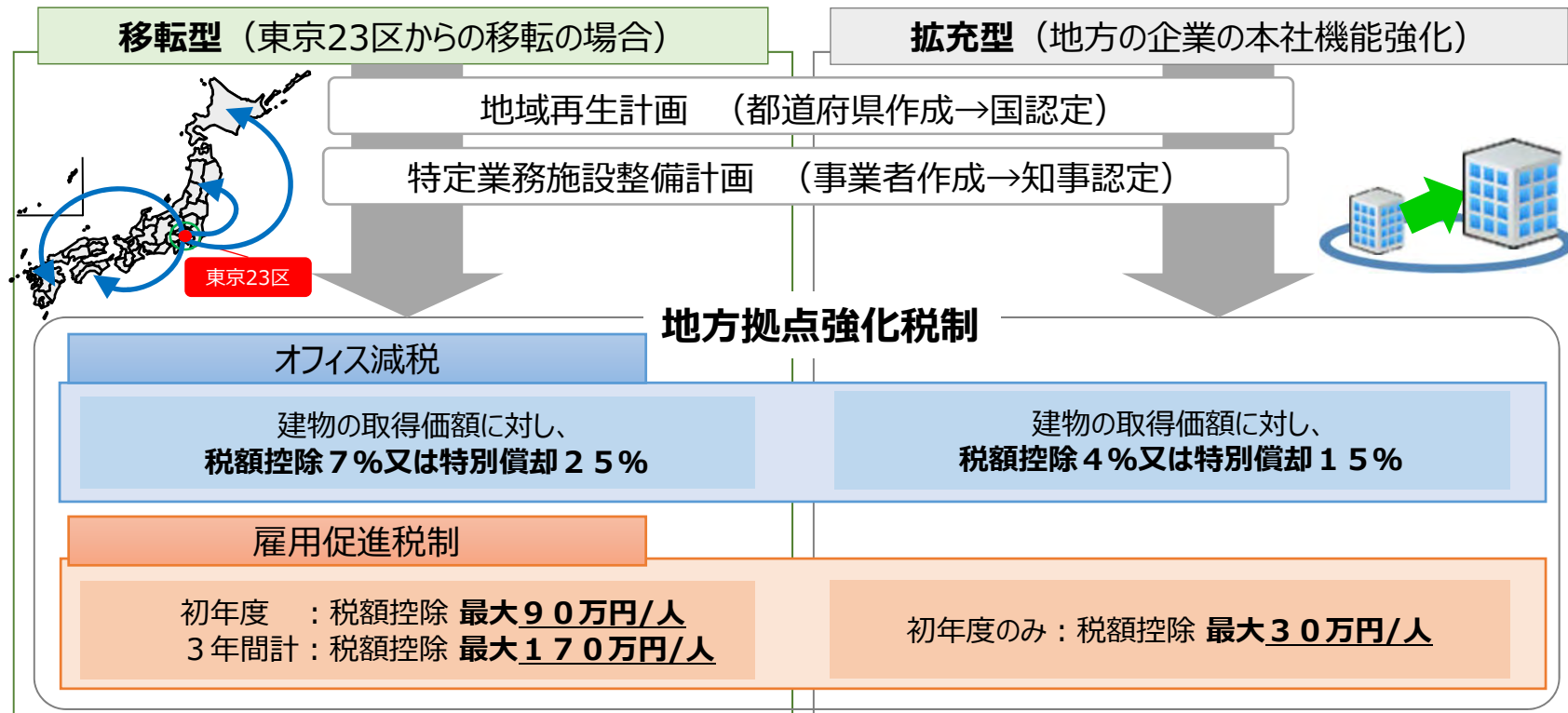
拡充内容(上記記当初要件に対象を追加)

「地方への力強い人の流れを作り出す」ための主な取組 地方拠点強化税制

適用期限: 令和4年3月末

地方において雇用を創出するため、企業が本社機能を東京23区から地方に移転する場合又は地方において拠点を拡充等する場合に、税制優遇措置を講じる。

○ 地方拠点強化税制のスキーム



○ 地方拠点強化税制の適用事例

- 製品の**需要増への対応**や**災害リスク**に備え、本社機能を**東京23区から移転**。【茨城県A社】
- 既存の製造施設とあわせて、**新規の技術開発**に向けて、**R&Dセンターを新設**。【富山県B社】
- **事業拡大に対応**するため、地方において**本社機能を拡充**。【広島県C社】